

平成18年7月31日（月）

第12回企業会計審議会 企画調整部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第四号館9階)

金融庁総務企画局企業開示課

午後 2時00分 開会

○加古部会長 それでは定刻になりましたので、これから企業会計審議会企画調整部会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、本日の部会もまた公開することとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきます。

また、先週、事務局の異動がございましたので、事務局からご紹介頂きたいと思えます。

○池田企業開示課長 それでは、ご紹介をさせていただきます。

式部総務企画局国際担当審議官につきまして、このたび7月28日付で近畿財務局長に異動となりました。

それから後任の総務企画局国際担当審議官で、丸山でございます。

以上でございます。

○加古部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思えます。

まず、本日の議事の進め方ですが、お手元にお配りしておりますとおり、前回の部会でのご議論を踏まえまして、事務局の方で会計基準のコンバージェンスに向けての意見書の案を用意させて頂いております。本日は、この案につきましてご議論を頂戴し、部会の意見書を取りまとめるということにさせて頂きたいと考えております。

なお、与謝野大臣が3時ごろ到着の予定でございますので、できればそれまでに部会としての意見を取りまとめました上で、これを大臣にお渡ししたいというふうに考えております。

皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、意見書案につきまして審議を始めたいと思えます。

まず、意見書案につきまして事務局から説明をお願いしたいと思えます。

○黒澤企画官 それでは、まず概略をご説明させていただきます。

お手元に4枚ほどの会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）というものをお配りしております。前半の一というところにおきましては、会計基準をめぐる国際的な動向を整理させて頂いております。二の今後の対応というところで、1、2、3、4、4つほど意見ということで並べさせて頂いておりますが、1が全体を通じる基本的なスタンス、2がEUの同等

性評価を視野に入れた計画的な対応、3が私ども当局に対してということですが、相互承認に向けた対話の強化、それから4が国際ルール作りに関与しうる人材の確保・育成、こういう章立てでつくらせて頂いております。

それでは、朗読させて頂きたいと思います。

○原課長補佐 読み上げさせていただきます。

会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）。

一、会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）をめぐる動向。

1、我が国会計基準のこれまでの動向。

我が国の会計基準は、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、投資家へより有用な情報を提供するという観点から、急速に整備が進められた。連結会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計等の基準が矢継ぎ早に整備され、今日、我が国会計基準は、高品質であると同時に、一部相違はあるものの、全体として国際的な会計基準とも整合性のあるものになっていると考えられる。

2、会計基準のコンバージェンスの動向。

しかし、金融・資本市場のグローバル化が進行する中、会計基準のコンバージェンスの動きが更に加速化しており、各国の会計基準は互いに近づきつつある。

こうした中、会計基準は、近年急速に使用が広まってきている。適用の整合性等をめぐる議論が行われているものの、現在、EU諸国を含め多くの国において採用ないしは使用が容認されており、また他の国においても自国会計基準と国際会計基準との相互のコンバージェンスが進められているとされている。

米国も例外ではなく、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年のいわゆる「ノー・ウォーク合意」以来、米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスに向け議論を積み重ねてきており、本年2月、具体的なコンバージェンス項目と、各項目について2008年までにコンバージェンスの完了又は計測可能な進捗を達成すること等を盛り込んだ作業計画（MOU）が合意された。

また、我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）も、2005年3月から、IASBと相互の基準のコンバージェンスに向けた議論を開始し、本年3月には第3回会合が開かれ、コンバージェンスの加速化に合意している。さらに、ASBJは、2006年5月から、FASBとの協議も開始している。

3、金融・資本市場監督当局の動向。

このようなコンバージェンスの進展等を背景に、主要金融・資本市場の監督当局間においても新たな相互承認の動きが出てきている。

米国証券取引委員会（SEC）は、EUにおいて域内上場企業に対する国際会計基準の適用が義務づけられたこと等を踏まえ、2005年4月に、いわゆる「ロードマップ」を発表した。「ロードマップ」は今後のコンバージェンスの進捗等を踏まえ、現在、国際会計基準に基づく財務報告に対して米国において要求している数値調整措置を、2009年を目標に撤廃する道筋を明らかにしている。

他方、欧州委員会（EC）は、EU市場で資金調達を行う域外企業に対しても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務づけるとの方針のもと、日・米・加の会計基準について、当該国の当局と協議しつつ、同等性評価の作業を進めてきた。その過程で欧州証券規制当局委員会（CESR）は、日本基準については、国際会計基準と「全体として同等」とした上で、26項目について追加開示等の補正措置が必要と助言した。今般、ECは、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、当該措置の適用開始を、当初案の2007年1月から2009年1月まで延期するとともに、最終的な同等性評価を行うために、相互の基準のコンバージェンスの進捗状況等についてモニタリングを継続的に実施し、2008年4月までに評価報告書を策定することを提案した。

二、今後の対応。

1、コンバージェンスへの前向きな対応。

会計基準のコンバージェンスは、我が国経済の将来的な戦略に関わるものである。我が国経済にとって、将来に向かって、その成長力・競争力を強化するためには、まず公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図ることが大前提となる。そのためにも、投資家重視の視点を改めて確認し、我が国金融・資本市場への信託を確保していくことが必要である。

会計基準は投資家が企業そして市場を選ぶ際の尺度であり、尺度に信頼性がなければ企業の内外市場での資金調達に支障をきたすとともに、市場自身の魅力も色褪せてしまう。会計基準は金融・資本市場の最も重要なインフラの一つである。内外の市場や取引が一体化しつつある状況を踏まえると、内外の投資家の信託を広く勝ち取れるような高品質かつ国際的に整合的な会計基準の整備が求められている。

また、我が国企業の事業活動という面からも、我が国会計基準が外国において受け入れられなければ、我が国企業の海外市場での資金調達に支障が生じることにもなりかねない。

米国やEUを中心に、国際的にコンバージェンスに向けた具体的な取り組みが加速化してい

る状況を踏まえると、我が国会計基準が国際的に通用しないローカルな基準となってしまうまいようにするためにも、会計基準のコンバージェンスに対してより積極的に対応し、より高品質な基準を目指すべきである。そのためにも、関係者が一丸となり、相互の協力体制を確立・強化して対応していくことが望まれる。

なお、会計基準を互いに近づけていくコンバージェンスを進めるに当たっては、各国の法制度や取引実態等の相違を相互に踏まえることも重要である。また、コンバージェンスに対応して会計基準を設定する際、会計基準の適用に対する市場による評価などを踏まえつつ、適切なデュー・プロセスを経て進める必要があることは言うまでもない。

2、EUの同等性評価等を視野に入れた計画的な対応。

我が国会計基準については、最近10年程度において急速に整備されてきたところではあるが、コンバージェンスに関する国際的な動向等を踏まえると、コンバージェンスに向けた更なる取り組みが期待されているものと考ええる。

その上で、EUによる同等性評価に向けたスケジュールを視野に入れると、2008年初めまでに、相互にコンバージェンスの達成が可能な項目についてコンバージェンスを図るとともに、コンバージェンス達成に時間を要する項目についても作業の進捗について一定の方向性を示すことが重要となる。そのためには、早急に具体的な工程表が策定され、内外の関係者に対し、我が国の取組みが示されていくことが適切である。

その際、EUによる同等性評価を踏まえ、相互にコンバージェンスを進める観点からは、既に同等性評価の過程でCESRから補正措置が提案されている26項目に留意していくこと、その中でも、補完計算書等が提案されているような、開示上重要と考えられる項目の取扱いについて特に留意していくことが期待される。

3、相互承認に向けた外国との対話の強化。

EUによる同等性評価においては、今後、ECが2008年初めまでに報告書をまとめることとされており、そのために、コンバージェンスの進捗状況をECがモニタリングしていくこととされている。このモニタリングを円滑に進めていくためにも、金融庁は、ECと連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングする体制を構築し、相互承認に向けて努力していく必要がある。

また、米国市場において、我が国会計基準に基づく財務諸表が受け入れられる可能性を模索することも考えられる。SECは、米国会計基準以外に基づく財務諸表の受入を判断するに当たって、当該会計基準が包括的かつ高品質であり、整合的に解釈・適用されていることなどに

加え、米国市場で広く使用されていることを想定しており、我が国会計基準の相互承認は、現状からすれば、必ずしも容易ではないが、金融庁においてはSECとの積極的な対応を粘り強く進めていくことが肝要である。

4、国際会計のルール作りに関与しうる人材の確保・育成。

コンバージェンスを戦略的・計画的に進めていくためには、国際会計をめぐる人材の確保・育成も重要な課題となる。国際会計基準の策定に関しては、既に、IASBよりASBJに対し、IASBがFASBと進めているコンバージェンスのプロジェクトに対し、ASBJからの人材派遣を受け入れる旨の提案がなされているところである。本提案については、国際的なルール作りに関して我が国の発言力を確保していくためにも前向きな対応が期待される所であり、その際、経済界、公認会計士界等においても、人材面での積極的な協力が期待される。

○加古部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明、朗読頂いた意見書をめぐりまして意見を頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですし、どこからでも結構ですので、ご意見があればお聞かせ頂きたい。柴田委員からどうぞ。

○柴田委員 意見書の趣旨には非常に見るべきところがあるというところで、強く賛成するものであります。

現在の国際会計基準をめぐるいろいろな議論を見ますと、まず第1段階として同質性、同等性の議論があり、第2段階として収斂性の議論があると考えます。今、この同等性がやっと認められた時点ですが、例えて言いますと、これは日本の会計基準がパスポートとして有効であるということ認められたにすぎないということございまして、この収斂というものがなされない場合には、毎回ビザが必要であるということに近いような形だと思います。

恐らく2009年までに米国と欧州の間でお互いの企業がお互いの資本市場を自由にビザなしで行き来できるようになるということが想定されるということです。そういった事態になって、日本の基準だけが取り残されるということになりますと、日本の企業がアメリカにおいて資金調達をする場合にも、リコンシリエーション等々の作業が必要になる。また、欧州においても同じようなことになるということで、このメモにも反映されていますが、資金調達そのものの面で、日本の企業が大変なハンディキャップを負うことが想定されるということございまして、2009年まで時間があると言えばあるのですけれども、時間がないということが現実であろうかと思っておりますので、強く賛成するところでございます。

また、細かい点になりますが、このペーパーは私どもの国の企業の海外市場での資金調達に

つについてのみ触れられておりますが、今後増大が予想されます国際間の企業買収というものを想定するときに、日本の企業が日本の株式を対価として外国の企業を買収するような場合に、その通貨の兌換性そのものがハンディキャップを負うというおそれもございますので、単に資金調達だけではなくて、事業戦略そのものの自由度においても重要な意味があるということもございますので、そういった趣旨のこともご配慮頂けましたらと思います。

以上でございます。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

島崎委員どうぞ。

○島崎委員 2点、ちょっと確認したいのですけれども、今まで意見書の4ページのところの相互承認のところ、特にSECとの関係において、米国が他の国の会計基準を受け入れる場合の条件として3つの条件をここに掲げられています。特に、日本企業を考えた場合に、「米国市場で広く使用されていることを想定」ということがありますけれども、その後ろに「必ずしも容易ではないが」と書いていますが、まさにそのとおりだと思うのですけれども、この辺のところはどうなのでしょう。私はかなり厳しいのではないかなと個人的に思うのですけれども、容易ではないがと書いていますので、こういうことかなとも思ったりするのですが、現実問題としては相当厳しいものがあるように私は思うので、もう少しこの辺について説明を頂ければと思うのが1つ。

それから、IASBとFASBでコンバージェンスが進んでいく、とありますが、双方の会計基準が収斂に向けてお互いに会計基準を見直して収斂していこうという動きがあって、それに対して日本の基準が収斂していこうとするなか、双方の基準がどんどん変わっていくと、日本の基準もまた変えていかなければいかんというか、何か動く標的にライフルでショットするような形になるので、安定期間というか、ある期間はそういう新しい会計基準をつくることはやめるとか、そういうことをしないと、収斂というのが3基準を収斂させていくということなので、なかなか難しいのかなと思うのですけれども、この安定期間を設けるとか、そういうことに対して何かアイデアとか、そういうものがあれば説明して頂きたいと思います。

以上です。

○加古部会長 本日は、マイクが不備なようでありますのでお許し頂きたいと思います。

○黒澤企画官 2つご質問頂きました。

まず2つ目からご説明させていただきますが、本日、この後ご説明しようかと思っておりました

が、資料1というものを配っております。これはIASBから先週の月曜日に出されました新たな方針ということですが、内容的には新しい基準の適用につきましては、これを2008年末まで凍結するというごさいます。まさに委員ご指摘されたように、国際会計基準は2005年に多くの国で導入されておりますが、これが次々に変わっていくようだと、そもそも定着すらおぼつかないということで、2005年から数えて向こう4年間は、新たな基準を仮に開発することがあったとしても、その適用を企業に強制することはしないという方針を明確に打ち出しております。

ただ、あくまでも強制適用しないということごさいますので、逆に申し上げれば開発すること自体は肅々と進めるし、あるいは企業が自主的に基準を採用することも認められるということもつけ加えられておるようごさいます。

以上の点につきましては、前回も式部前審議官の方からご説明したところであろうかと思ます。

あわせてIASBは、基準設定プロセスの改善ということも明らかにしております。これも前回若干ご議論ごさいましたが、IASBはいろいろ外から意見を言っても聞く耳を持たないのではないかというような印象を与えているということをかなり意識しておるようごさいます。新たな国際会計基準適用のために十分な猶予期間を与えるとか、あるいは外部から意見を言う機会をふやす、もっと聞く機会をふやすと、ディスカッションペーパーのようなものをもっと頻繁に出すということのようです。更に、重要な論点については公のラウンドテーブルを開催して、広く意見を聞く場を設けるというようなことで、IASBなりに、十分かどうかはともかくとして、デュー・プロセスの改善に努めることとするという新たな方針のようごさいます。

以上がまず第2点に対するご説明です。

それから第1点のアメリカとの相互承認、これは難しいのではないかというご指摘ですが、おっしゃるとおり、決して容易ではないというふうに私ども理解しておりますが、ここに書いてごさいますように、相互承認というのは一朝一夕に実現するものではごさいますので、粘り強く、何年かかるかわかりませんが、議論を続けていこうということかと思ます。

現時点においては、そもそも日本の会計基準を使って米国で活動している日本企業自体がごさいますので、みんな米国基準で入っていつてしまっているということもありますので、全く日本の会計基準が米国の当局に認知すらされていないという状況です。したがって、まずそこから始めなければならないということで、私どもとしても最大限の努力はさせて頂こうかと、

こういう宿題を頂いた以上はやらせて頂くかということを書かせて頂いております。

○加古部会長 島崎委員、よろしいでしょうか。

これに関連しての質問でも結構ですし、その他の質問でも結構ですが、ご意見などございましたらご発言頂きたいと思います。

辻山委員、どうぞ。

○辻山委員 本日のペーパー、意見書ですけれども、特に反対ということではなくて、このような方向で基本的には支持したいと思うのですけれども、少し確認させて頂きたいことは、先ほど柴田委員からのご発言で、同等性が認められたということはパスポートを手にしたということであると。しかし、その都度ビザが要求されるという、このことについて収斂が必要だというご発言があったのですけれども、私はちょっとそれとは異なる意見を持っております。

というのは、その都度ビザが必要な場合の状況を改善するためには、ビザのない受け入れという、入国が可能な状況というのをつくらなければいけないのですけれども、そのことと国籍を捨てるということは全く違うことでございまして、相手の国にノービザで入りたいから、相手の国の国籍を取るということはちょっと違うのではないかと。この今回の会計基準の問題に鑑みますと、ビザなしで入国が可能になるということは、相互承認の問題である。一方、そっくりそのまま現在のIASBに日本基準を合わせるとか、IASBをそのまま受け入れるということとはちょっと話が違うのかなということです。

そのことを前提にしますと、きょうのペーパーの中で2種類のことが出てくると思うのですけれども、1つはECとSECの間のロードマップ、もう1つはそれに沿ってIASBとFASBの間のMOU、この2つのレベルがあると思うのです。相互承認の問題というのは、あくまでもECとSECの問題であり、それを可能にするように相互の調整を行う、基準設定主体であるIASBとFASBの努力が今行われていると。したがって、本日のこの意見書というのは、MOUのことを言っているのか、ロードマップに近いペーパーなのかということをあえて確認させて頂ければと思います。

○黒澤企画官 これはMOUでもロードマップ、実はいずれでもないといえますか、そういうものに向けて、それぞれ関係者が必要あるいは望ましいと思われることを検討していくべきという意見書であろうと受けとめております。

私どもの関係では、先ほどの繰り返しになりますが、当局間で行わなければならないことは、相互承認に向けての努力ということでございます。これがMOUとおっしゃるのか、ロードマップとおっしゃるのか、言葉の問題かもしれませんが、私どもはEU当局それから米国当局と

今後とも必要な協議は行ってまいりたいと思います。

特にEUとの関係におきましては、EU自身がモニタリングフレームワークをつくってやるという方針を提案として明確に出しておりますので、これに私どもが加わっていくという形で、共同のモニタリングの形をつくるというのがとりあえずの目標。それをロードマップとおっしゃるか、MOUとおっしゃるか言葉の問題にかかろうと思いますけれども、それは私ども、少なくとも相互承認に向けての交渉の1つの道筋であろうと当面認識しております。

米国との関係におきましても、前回ご説明いたしましたように、日本の基準を相互承認してほしいということをハイレベルで先方に申し入れてきております。こういう日米の証券に係るハイレベルの会合、これを今後とも定期的で開催させて頂きたいと思っております。こういった会合の開催をより増やしていくということから理解を深めさせて頂くということでございます。

もちろん、相互承認というのは相手のあることですし、相手にもこれは外交ですので、文書にしたり、合意にしたりということとはもとより望むのが難しいのですが、さはさりながら非公式あるいはあうんの呼吸という形で、我々なりに関係を構築させて頂きたいということを考えております。

○加古部会長 辻山委員いかがでしょうか。

ありがとうございます。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 1点だけ議論をクリアにするために補足申し上げたいと思います。

そもそも米国と欧州の間の会計基準の相互承認へ向けての動きというものは、やはりUSGAAPの存続を前提とするものでもありますし、またSECによるIFRSの承認もその前提となるわけでありまして、米国及び欧州がお互いのパスポート放棄をすることとは次元が違うということでございます。

米国の企業が欧州において資金調達をするときに、USGAAPに基づいた財務諸表のまま、何らの追加開示が求められない、また何らの数値の調整開示等々も求められないという状況をつくり出すための努力が行われているということでございます。でき得れば、欧米においてファイナンスや事業会社の買収を行うときに、日本の会計基準による開示だけで何らの追加開示も必要なくなるような関係にしたい、これが日本のゴールであろうかというふうに思います。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

久保田委員、どうぞ。

○久保田委員 前回の議論でも、コンバージェンスという言葉とか相互承認という表現ですね、これは従来からいろいろ難しい問題があること、また、それぞれの会計基準設定主体と金融庁との役割についていろいろ議論がありました。さらに対ECと対米との関係の違い等いろいろ難しい問題がある中で、非常に苦労して書き分けられていると思います。我々からすれば、相互承認ということが1項目、柱としてきちっと立てられて、そこに金融庁の役割というものがあることが明確にされて、並行してコンバージェンスも前向きに進めていくということであり、これは、経団連の提言の趣旨と一致しております、ぜひこの原案どおりで進めて頂きたいというふうに思います。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

永井委員、どうぞ。

○永井委員 1つ質問なのですが、この案の4ページ目の3番、相互承認に向けた外国との対話の強化の2段落目の上から3行目、「当該会計基準が包括的かつ高品質であり」とありますが、この包括的というのが一体どういう状態を指すのかご説明願いたいのですが、よろしいでしょうか。

○黒澤企画官 基本的に米国が基準としているものですので、私どもが定義するものではないと思いますが、基準として全体的な体系が整っているということであろうかと思えます。そういう意味では、日本の基準も含め、当然包括的であると、私どもとしては評価できるものかと思えます。

この包括的というのを昔米国がよく言っていたのは、国際会計基準がかつては必ずしも体系立ったところまで整っていなかった時代もあったというようなことから意識されて入っていたと思いますが、最近は包括的というより高品質に力点を置かれたような部分もあろうかと思えます。そういうような理解で私どもおります。

○加古部会長 永井委員いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ、黒川委員お願いします。

○黒川委員 私は声が大きいので、かえってマイクを使わない方がいいのかもしれませんが。

3ページ目の2のEUのというところの4行上の「各国の法制度や取引実態等の相違を相互に踏まえることも重要である」。この文章なのですけれども、この相互承認とか、そういうような文脈でくると、EU域内と米国と日本と、こういうのが各国でそれぞれの国の違いという

ふうに読めるんですが、各国といった場合に、例えば中国であるとかインドであるとか、世界中のいろいろな国でというようなこともあって、そこにEUの国も出ていっている、それから米国の企業も出ていっている、日本の企業も子会社をつくっていると、こういうような状況もあるわけですね。

そのときに、ではインドの状況はどうか、中国の状況はどうかというようなことも、実を言うと、1つの項目の会計基準をつくるときでも、各国ごとに違う状況があるということ踏まえて本当は会計基準をつくるのか。あるいは、もうそこは違いはないんだと言ってつくのかということは大きな問題だと思うんです。

ここでは、先ほど言ったように、とりあえずEUとアメリカと日本というようなことを念頭に置いているのかもしれないけれども、実を言うと会計基準をつくるときの根本姿勢として、そういういろいろな国の違いがもしあるのであれば、それをどういうふうに取り込むのかということも本当はあると思うんですね。その辺を議論して、そこからそれぞれEUと米国と日本というところが、とりあえず今問題になっているところを議論していくべきではなかったのかと思うのですけれども、それについて事務局としてはどういうふうに見ているのかと、この文章はとりあえず3つの域内の各国という意味なのかどうか、そこをちょっと教えて頂きたいと思います。

○池田企業開示課長 基本的にはアメリカ、EU、日本という構図で整理をして書いてきている流れでありますので、ここで意識しているものは、基本的にはやはり三極を意識したものが基本だと考えてよろしいのではないかと思います。

話をそういう新興国のことまで含めて整理、考えていくと非常に論点が多岐にわたるのかと思いますけれども、ここで整理しているのは、まさに三極を念頭に置いて、コンバージェンスということが1つの要請としてあるわけですが、他方、やはり各国の法制度には、例えば税制みたいなものも時としてご主張があると思います。それから取引実態の相違というような指摘も現にあるわけですし、そうしたものを踏まえた上で、それぞれの国に会計基準を設定するデュー・プロセスというものも存在するので、こうしたものを抜きに物事を進めていくことではないのだということを確認的に書いているのだと理解をしています。

ご説明の点について言えば、三極を一番の念頭に置いて書いたということで理解をしています。

○加古部会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

島崎委員、どうぞ。

○島崎委員 先ほど久保田さんの方から、コンバージェンスと相互承認の話がありましたのですが、このコンバージェンスを進めていって、その後というのはどうなっていくのか。先ほど、辻山先生の話もありましたけれども、それぞれの国なり地域が主体的にそれぞれの基準をまた新たに設けていくとなると、またその先に常にこういうある分野についての収斂の作業というのは進んでいくのか。あるいは自国の会計基準を捨てれば、別にそういうことは問題ないんでしょけれども、それは守っていくということであれば、お互いにそういうことになってくるのか。流れとしてはどういう方向に行くのかなと。この作業も相当な労働をかけてやるわけですが、またそれぞれの国が、あるいは地域がそれぞれの事情に応じた基準をつくっていくとなると、またそこで今やっているような作業が要るわけです。今日はそういう専門家が随分おられますが、その先というのはどうなるのでしょうか。

なぜこんな質問をしますかという、先ほどの柴田さんの話にも通ずるんですが、我々、企業が国際的に事業をやっている、必ずしも日本の国籍の企業であるけれども、会計基準をどの国のどの地域の基準をとってやるかということについては、むしろどこかで統一されていた方がいいのではないかと。いずれにしても、それぞれの事業会社があって、我々は100カ国ぐらいでやっており、それぞれの国の基準で経理していますけれども、最終的には米国会計基準なら米国会計基準に直すし、日本基準に直していく過程が要るわけなので、そういうことは余り国籍等こだわらないのですが、一方、基準をつくる皆さんからすると、そういう国籍というのがあって、1つの国としてそういう基準を持つべきだという意見もわかりますが、そうすると、先ほど話したような収斂の作業というのは、また出てくるのかなと思うのですが、その先についてどう見ているのか、わかれば教えて頂きたいと思います。

○池田企業開示課長 その先をどう考えるのかというのは、必ずしも今回の取りまとめの中の議論の範疇を超えている部分もあると思うのですが、また、そのことについてはいろいろな考え方があるのだらうと思います。現時点での一般的な我々の認識として理解しているところで言えば、やはり我が国の、世界の中で大きい証券市場を抱えている国として、やはりそこで用いる会計基準というものは、その市場に参加する市場関係者が、まさにデュー・プロセスの中で決めていくということに、それ自体に大変大きい価値を見出しているというのが現状だというふうに理解をしています。

一方で、当然、そうしてでき上がった会計基準が国際的に全然通用しないローカルなものになれば、企業に対しては大変な負担になるわけですから、そういう事態は避けたいという声も

非常に強くあると思うのです。では、同時に何らかそういう会計基準の設定自体を、だれか他の主体に委ねるということについては、一般的に我が国ではコンセンサスがないのではないかと。やはりこれだけ大きい市場を抱えた市場としては、自ら決めていくというものを維持していくことが重要ではないかと。恐らくアメリカも同じような考えを持っているという状況だというふうに理解をしております。

ただ、そこは一方でそうしてでき上がってくる基準が国際的にも同時に通用しているということが、非常に人々の意識の中には強いので、そうやっても結局でき上がるものはローカルだとなった瞬間に、また違う考えがあるのかもしれませんが。そういう意味では、確かに関係者の方からすると、1回コンバージェンスの努力をしても、更に努力が続いていくという意味で、今の島崎委員のようなお考えもあろうかと思えますけれども、現状ではそういったことがコンセンサスだというふうに理解をしていて、自ら決めるということを守るために、相応のコストが払われていることなのかというふうに理解をしています。

○加古部会長 いかがでしょうか。

ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ、平松委員お願いします。

○平松委員 内容につきましては、この意見書の案で私は異存ございません。

ただ、先ほどお読み頂いたときに、内容にかかわることではなくて、言い回しで少し引っかかったのが4ページに2カ所ございました。1つは下から6行目と5行目に、「IASBよりASBJに対し、」そのすぐ下に「コンバージェンスのプロジェクトに対し、」とあって、何となく流れが悪いかと思えます。

そこで修正されるかどうかは別として、勝手な提案をしますと、2つ目の「に対し、」の「、」をとって「対して」とし、そのまま続けて「ASBJからの」にしたらどうかと思いました。

それから同じページの2つ目のパラグラフの2行目、「SECは米国会計基準以外に基づく」というのが少しスッといかなかったもので、普通ならばこういう言い方をするのもかもしれませんが、「米国会計基準以外の会計基準に基づく」という言い方でもよければ、その方がスッと私には読めます。そこはお任せいたしますが、お考えくださればと思います。

以上です。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大日方委員、どうぞ。

○大日方委員 このペーパーの内容、世の中に対する広いアピール文、あるいはASBJに対する請願という点からすれば内容に反対することはないのですが。ただ、審議会の意見書という形をとる必要があるか、あるいはそれでよいかということについて、若干の疑念があると思うのです。

従来ですと、金融庁の監督権限の範囲内でできることについて、審議会がこうやってほしいというのは意見書という形になっていると思いますが、金融庁の監督権限外にあることについてまで審議会として意見書の形式をとって言えるのかどうか。特に、最後のところは典型的だと思いますが、国際的なルール作りに関して人材面で積極的に協力しろなんていうことが言えるのだろうか。民間でやっていることですから、こういうのを意見書に書いて平気でいられるという神経が私にはわからない。事務当局は、金融庁の権限の範囲内でできること、できないことを分けて公表文書にすべきではないか。ここでの合意、あるいはアピール文を公表するにしても、どういう公表形式がよいかわかりませんが、そこはきっちりと分けて頂きたいと思います。

○加古部会長 いかがでしょうか。

○池田企業開示課長 企業会計審議会は金融庁に設置されている審議会でありますから、企業会計審議会がどういう範囲でものを言うかというのは、金融庁の所掌の範囲にかかわってくる問題になるわけですが、この点については前回の審議会の折に、やはり大日方先生だったと思いますが、ご指摘があつて、私の方からもご説明をさせていただきましたけれども、金融庁設置法において、金融庁は企業会計の基準の設定、その他企業の財務に関することというものを任務としているわけであります。

そうした金融庁の任務を果たすに当たって、企業会計の基準の設定については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、市場関係者が自主的に基準を設定していくことが極めて重要だという考え方に立って、民間の設定主体にその作業を行って頂いているわけでありますけれども、金融庁自身は、そういう会計基準の設定、その他の企業の財務に関することについては、最終的には政府の一部として責任を持っているということであります。

その際に、今回の問題というのは、前回以来、るるご説明しているつもりではありますがけれども、単純に会計基準の設定の問題にとどまらず、当局間での相互承認の問題にもかかわる、あるいは会計制度全般にかかわる問題であつて、そうした問題について金融庁としてどう取り組んでいくか。その際に、関係者の協力をどのように得ていくかという問題が存在していると

いうふうに理解をしています。

金融庁の権限の中でできることは金融庁がやればよいというご指摘も含んでいるのかもしれませんが、私どもとしてはこういう非常に重要な問題に金融庁として取り組むに当たっては、単に金融庁がこうだと考えて、間違ってもひとりよがりなものにならないように、関係者、有識者の方々の意見を求めながら、金融庁としての意思決定をしていくということは、これは通常にある話で、そうしたことをするための一つの政策ツールとして、この審議会というものが法律上も設置されているということだというふうに考えております。

そして、今回はそういう問題が個々の会計基準の設定というものを超えて、会計基準あるいは会計制度の整備全般にかかわる問題であるということから、前回の審議会の折に、私どもの長官の五味の方から、そういうコンバージェンス全体に対しての我が国の取り組みについて審議会のご意見を求めたところであり、それを受けて意見書が取りまとめられつつあるということだと思っております。もともと審議会がなぜご意見を頂くかという、金融庁が頼んだからだということになりますが、なぜ金融庁がそういったことを頼んだかと問われれば、今申し上げたように、本件の問題は個々の会計基準の設定というものを超えて、証券市場の基本的なインフラとも言うべき会計基準、会計制度全体を今後どうしていくかということについて、現時点で我が国全体として共通の理解を得ていくことが重要だと判断したからだというご説明になると思います。

○加古部会長 安藤委員どうぞ。

○安藤委員 今、大日方委員のご質問、それから池田課長のご回答がありましたけれども、私も金融庁と企業会計審議会、あるいはこの企業会計審議会の性格について、かつて勉強したことがありますので、ちょっとその話をさせて頂きたいと思っております。大日方委員のご質問に深く関係しております。

例えば、この審議会が意見書という形で金融庁の管轄外のことまで言えるのかと、これがポイントだと思うのですが、これはできるのです。というのは、これは例えば商法改正の意見書を出しています。ということは、この企業会計審議会というのは必ずしも金融庁の設置目的に縛られていないんですよ。というのは、金融審議会は金融庁設置法に根拠があります。この企業会計審議会というのは、金融庁設置法には出てこなくて金融庁組織令にあるんですよ。これがおもしろいんです。

これはなぜかという、私に言わせれば、非常に広範な権限を持たされているんです、企業会計審議会というのは。これは経済安定本部にかつて置かれた企業会計制度対策調査会、その

後の大蔵省に行った企業会計審議会の流れを継いで、この委員会というのは建議権も持っている。つまり、担当大臣以外の関係各行政機関に対して報告し、建議する権限も持たされています。ということで、非常に特異な審議会であるということはわきまえた方がいいと思います。

ということはもう一度言いますと、必ずしも金融庁の設置目的には縛られていないということでございます。

以上です。

○加古部会長 ありがとうございます。

斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 このコンバージェンスへのメッセージについて、私は内容的には結構だと思えます。ただ、ASBJの独立性という観点から、責任者として多少コメントをすることをお許し頂きたいと思えます。

企業会計審議会が会計基準設定について最終権限を持つ金融庁の諮問機関であって、その権限を実質的に引き継いだASBJとの役割分担がまだ法定されていないという事実を考えますと、私はこの審議会がASBJにおいて審議すべき基準の内容はもちろん、審議テーマの優先順位についても、余り具体的な注文を出すことはなるべくなら避けて頂きたいと思っています。

特に、危惧を感じますのは、3ページの一番下から3行目、「その中でも、補完計算書等が提案されているような」云々という文章でございます。これを書くことでASBJに作業計画を指図しようという趣旨でないということのようでありますけれども、書いても書かなくても、実質的にASBJの作業に影響がないとお考えであれば、私としてはこういう表現は余りうれしくはないと申し上げておきます。可能であればもう少し一般化して、例えば、「その中でも、実質的な影響の大きい補完開示項目の取り扱いについて」とか、そういう表現にして頂ければ、私としてはよりハッピーであります。

個別の会計基準についてここで発言するのは控えたいと思えますけれども、特に、問題の企業結合ですね。これをASBJでは長期の検討項目に分類しているわけで、前のご報告申し上げたとおりであります。要するに、2008年までに結論を出すのが難しいと見ているからです。この審議会の今回の文章を尊重すれば、企業結合を短期項目とするのが一番自然な対応であろうと思うのですが、恐らく、そこで結論を急ぐと、相当おかしなことになるのを我々は危惧して、長期項目にしているわけであります。

その一方で、尊重できないことがわかっているような文書を審議会が出せば、2008年時点で

A S B Jが審議会の要請を満たせなかったという事実だけが残るわけでありまして、それもやや危惧するところであります。

この文案を今拝見しておりまして、金融庁や審議会の責任というのは余り明確ではないのですね。同等性評価におけるモニタリング体制の構築とかS E Cの対話というのは書いてありますけれども、金融庁の責任というのは必ずしも明確でない。A S B Jに結果責任が集中するように、持ち場の責任者としては感じるわけでありまして。

金融庁も、今回はリスクを負うということであれば、A S B Jの結論を受けて、欧州と交渉した結果については金融庁が全責任を負うという趣旨を明確にして頂ければと考えております。与えられた期間内にこの企業結合を含めて、補完計算書が求められている項目について検討を始めることは自明ですので、結論を得る時期までを制約して、もしかすると十分に尊重できないかもしれない文書を出すよりは、もう少し尊重しやすい文書にして頂けると私はうれしいということをお願い申し上げます。

○池田企業開示課長 今、ご指摘の点なのですけれども、まず、斎藤先生からもあったように、この部分については、専らE Uとの同等性評価の状況を踏まえた場合の企画調整部会としての期待を述べた部分であって、最終的にどのように工程表が策定され、どのように会計基準が整備されるかというのは、A S B Jにおいて基本的に判断されるものだというふうに理解している、そこは斎藤先生ご指摘のとおりです。

それから、この部分を書くことが、短期項目に分類することを求めているというふうに解釈をされているようでもありますけれども、必ずしもそうしたことを意味しているのではないと理解をしています。

この2のところの第2段落でも書いているように、2008年まで可能なもの、可能でないもの、そうしたものを整理して、どういう作業を進捗させていくのかということを確認にすることが必要なのだという考え方を基本に書いてございますので、ここで書くことで企業結合会計について短期項目にすることを示唆したものだということには考えていないところです。

それから金融庁の責任についてお話がありましたけれども、企画調整部会の報告にどう書かれようが、私ども2009年に向けた同等性評価の結果が芳しくないものであれば、冒頭に申し上げたように、会計基準の整備あるいは会計制度の整備というのは金融庁の任務であるわけですから、それは相応のご批判は受けるものだということふうに考えていて、ここに書く、書かないで、私どもの責任がなくなることは決してないというふうに理解をしています。

それからA S B Jの責任と金融庁の責任を分けて斎藤先生はご発言ありましたけれども、冒

頭の法律の枠組みをご説明させて頂いたように、仮にASBJが何らか責任を問われるとすれば、それはそうしたことで会計基準の整備をお願いしている金融庁の責任が問われるということでもありますので、要するに金融庁を離れてASBJに何らか責任を転嫁する等の考えは毛頭ない、ASBJがうまくいかなければ金融庁がそこは責任を問われるものだというふうに理解をしているところで、どうかご理解頂ければと考えているところです。

○黒澤企画官 先ほど表現上で平松委員から若干ご指摘がございましたが、4ページの「米国会計基準以外の会計基準に基づく財務諸表」というご提案、それから同じく4ページの「コンバージェンスのプロジェクトに対してASBJの」とそのまま続けるという提案、いずれも非常に結構なご提案でございますので、採用させて頂きたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○加古部会長 一連の議論について、なおご議論ありますでしょうか。

藤沼委員、どうぞ。

○藤沼委員 公認会計士協会として、会計基準のコンバージェンスというのは非常に重要な問題だと思いますので、きょうの意見書について基本的に賛成でございます。

私、個人的には、もう少し踏み込んだ方がよかったのではないかなという部分はあるのですが、ただ、関係者との意見調整の上でここまで来たということで、非常によろしいのではないかと思います。

私は今、IASCFのトラスティー、評議会のメンバーなのですが、やはり会計基準設定主体の独立性と、監督機関の役割のあり方がいつも議論の根底にあるような気がします。そこで会計基準の設定者の独立性をどこまで見るのかというのが非常に重要な問題だということとは理解しております。

この間のIASCFの定款の見直し作業においても、やはり評議会が会計基準の設定の全体的な戦略性といいますか、方向性について意見を言うことは必要であろうと、こういうようなことで定款の見直しが行われたわけです。個々の会計基準についてとやかく言うということではなしに、今回、全体的な方向性、資本市場の活性化、あるいは透明性という観点からの全体的な提言をするということは、やはり必要なのではないかなと思っております。

先ほどの私の個人的意見の一つは、コンバージェンスの加速化と相互承認についてですが、これを一緒に並べてしまいますと、特に日本の場合には、やはりコンバージェンスについて、比較的前向きではないというようなパセクションがありますので、もう少し相互承認というのはトーンを抑えた方がいいのかなという感じはしていました。けれども、こういう形でま

ったということで、これはこれで尊重しなければいけないのかなと思います。

あと、島崎委員のお話の中で、この先将来はどうなるのだというような話がありましたけれども、先日 J I C P A ジャーナルで、F A S B のボブ・ハーツ議長と対談を行いました。ボブ・ハーツさんは、どちらかというと楽観的に将来性を見ておられて、米国市場で実際に調整表の作成義務がなくなるようなことになると、将来、アメリカの企業でも、幾つかの企業から、ヨーロッパ企業がいわゆる I F R S ベースでの財務諸表を米国市場で使用できるのだったらアメリカの企業にもそれを認めてくれ、というような話が出てくるのではないかと。そうなる、2つの会計基準が併存し、将来米国でも、やっぱり一本化した方がいいのではないかと、という議論になるのではないかと。そのようなことを彼も言うておりましたので、コンバージェンスは将来に向かってロマンを持ちながら進めていくことではないのかなと思います。

以上でございます。

○加古部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

これは、私、部会長としての意見ではありませんけれども、個人的な意見としてぜひ一言だけ発言させて頂きたいのは、きょうのペーパーの3ページの上から3つ目あたりのパラグラフでしょうか。米国やEUを中心に、国際的にコンバージェンスに向けた動きが加速化してきていると。こういった会計環境の中で、我が国の会計基準なり会計制度がローカル基準、ローカル制度として孤立してしまいますと、我が国における経済の国際的な競争力にも重要な影響を及ぼすであろうというふうに思われるわけです。この時期にこそ、こういった問題について衆知を集めて議論をするというのは、それなりに意味があるのだらうと思うのです。

権限の問題もありますが、私、個人的な見解だと申し上げたのは、私などは A S B J がこれまでの5年間果たされてきた役割は非常に大きなものがあると思いますし、私なんかは個人的には有力なサポーターの一員だというふうに自負しているわけでありましてけれども、こんな格好で、「そのためにも」というところから書かれていますけれども、関係者が一丸となって、相互の協力体制を確立・強化していくことが望まれるということで、その望みをこういった形で、今回は取りまとめられたのでなかろうかというふうにそんたくする次第であります。

余計なことを申し上げましたが、この意見書はこういった形でひとまず取りまとめをさせて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

平松先生あたりから字句の修正などについてのご意見がございましたので、それは直ちに修正をしたいと思いますが、そのほかの全体的な枠組み、記載内容についてご了承頂けずでし

ようか。

ありがとうございます。

それでは、以上一、二の字句修正をしたという前提で、会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）、冒頭の「案」という字を消して頂きたいと思います。

それでは、本日は与謝野大臣が出席を予定していらっしゃいます。

幸い、ちょうどただいま時間的な余裕ができたというような連絡を頂いておりますので、ここで与謝野大臣をお迎えしたいと思います。

この間、このメディアの方々にも入って頂きますが、大臣がお見えになるまでしばらくお待ち頂きたいと思います。

（与謝野大臣入室）

○加古部会長 ただいま与謝野大臣がご到着でございますので、審議会でご承認頂きました会計基準のコンバージェンスに向けての意見書を大臣にお渡しし、その後で大臣から一言ご挨拶を頂戴したいと考えております。

（加古部会長、意見書を大臣に手渡す）

○与謝野大臣 ありがとうございます。

与謝野馨でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

加古部会長を初め、委員の皆様方におかれましては、会計基準のコンバージェンスに向けた我が国の対応につきまして、精力的にご議論を賜り、ただいま頂きました意見書をまとめて頂きましたことを心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

この中で、やはり関係者が一丸となって前向きに対応していくべき、そういう貴重なご提言を頂いたものと考えております。金融庁といたしましても、ご意見を承り、私どもとしては相互承認に向けた外国との対話を強化すべき、こういうふうを考えております。これを肝に銘じて一層努力をさせて頂きたいと思っております。

今後、皆様方の経験や知識、ご判断を十分に生かしながら、私どもとしては仕事を進めてまいります。どうかこれまで以上に私どものご指導、ご支援をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせて頂きます。

○加古部会長 与謝野大臣、どうもありがとうございました。

大臣には所用がございますので、ここでご退席して頂きますが、どうぞよろしく願いいたします。

○与謝野大臣 どうもありがとうございました。（拍手）

報道の方々もここでご退室いたしますので、少々お待ちくださいませ。

(与謝野大臣退室)

○加古部会長 それでは、意見書の審議については以上で終了といたします。

あと、事務局から何か情報のご説明があるようでありますので、お聞きしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○黒澤企画官 資料1それから資料2というのをお配りさせて頂いております。

資料1につきましては、先ほど島崎委員のご指摘を踏まえまして説明いたしました。資料2は大した資料ではないのでございますが、アメリカのSECにおきまして、新しい主任会計士が指名されたということでございます。

米国の今現在動いておりますロードマップは、ご存じのとおり前の主任会計士のステイトメントでございましたが、その後、ニコライソン主任会計士がやめられてからしばらく空席になったところに、新たな主任会計士が就任されたと。したがって、この新しい会計士がロードマップを今後アメリカにおいて執行していく責任者の一人になると、こういうことでございます。

以上、2点だけ新たな情報ということでご紹介させて頂きました。

○加古部会長 それでは、ご発言がございませんようでしたら、そろそろ議事を終了したいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の審議会の議論を終了させて頂きます。

ありがとうございました。

なお、本日の会合の様様につきましては、この後、私が記者会見を行いましてメディアに報告させて頂きたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3時14分 閉会